

公益財団法人埼玉県下水道公社発注修繕等における専任特例監理技術者等の配置に係る要領

（目的）

第1条 この要領は、公益財団法人埼玉県下水道公社が発注する修繕・工事（以下「修繕等」という。）において、請け負った修繕等の請負代金の額が一定金額以上の場合には主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）は専任で置くことが求められているが、建設業法第26条第3項第1号及び第2号の規定の適用を受ける監理技術者等（以下、「専任特例監理技術者」という。）との配置に係る必要な事項を定め、修繕等の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

（建設業法における専任特例監理技術者）

第2条 専任特例監理技術者のうち建設業法第26条第3項第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」という。

（適用範囲）

第3条 この要領において適用される修繕等の範囲は、専任特例1号の場合、請負代金額（税込）が一億円未満の修繕等を対象とする。

2 専任特例2号の場合、設計金額（税抜）が二億円未満の修繕等を対象とする。

（同一の専任特例監理技術者が兼務できる修繕等の数）

第4条 同一の専任特例監理技術者が配置できる修繕等の数は、埼玉県内で施工される修繕等かつ本修繕等を含め同時に2件までとする。

（専任特例1号の場合の監理技術者等の配置を認める要件）

第5条 専任特例1号の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、第3条及び第4条のほか、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を配置すること。なお、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。
- (2) 修繕等現場間の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ修繕等現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該修繕等現場と他の修繕等現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

なお、移動時間は片道に要する時間であり、その判断は当該修繕等に関し通常の移動手段の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

(3) 下請次数が3を超えていないこと。

なお、修繕等途中において下請次数が3を超えた場合には、それ以降専任特例は活用できず、監理技術者等を専任で配置しなければならない。

(4) 当該修繕等現場の施工体制を、監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

(5) 人員の配置を示す計画書を作成し、現場着手後に修繕等現場に備えおくこと。

(専任特例2号の場合の監理技術者の配置を認める要件)

第6条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置を行う場合は、第3条及び第4条のほか、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。

(3) 監理技術者補佐は入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 専任特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

(5) 専任特例監理技術者と監理技術者補佐の間に常に連絡が取れる体制であること。

(6) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(提出書類)

第7条 受注者は、専任特例監理技術者、監理技術者補佐及び連絡員の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

2 受注者は、専任特例監理技術者、監理技術者補佐及び連絡員の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第8条 次に掲げる要件に該当する場合は、特例監理技術者の配置を認めないものとする。

・兼務する修繕等が維持工事同士であるとき。

ここでいう「維持工事」とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工

事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。

（CORINSへの登録）

第9条 受注者は、専任特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うものとする。

（その他）

第10条 発注者は、発注に際して入札公告に専任特例監理技術者の配置について明示するものとする。

- 2 既に監理技術者として配置されている修繕等について、監理技術者が専任から兼務に変わり、連絡員もしくは監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。
- 3 各支社は、修繕等の地域性や特性等を勘案し、本要領によらず専任特例監理技術者の適用範囲及び要件等について、別途定めることができるものとする。
- 4 同一の連絡員が複数の修繕等の連絡員を兼務できるものとする。また、1つの修繕等に複数の連絡員を配置できるものとする。
- 5 専任特例1号を活用した修繕等現場と専任を要しない修繕等現場を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない修繕等現場についても、第5条第1項各号の要件を満たし、かつ全て修繕等現場の数が2を超えてはならないものとする。
- 6 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した修繕等現場と専任特例2号を活用した修繕等現場を兼務することはできないものとする。
- 7 その他、本要領に記載のない事項については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づくものとする。

附 則（令和7年7月10日）

この要領は、令和7年8月1日以降に公告する修繕等に適用する。